平成２１年（フ）第１８０７７号
東京都江東区北砂１丁目３－２－1311
債務者　鎌田　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０９１号
東京都三鷹市中原２丁目８－20－105
債務者　萩原　栄子（旧姓羽田野）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０９２号
東京都大田区大森東１丁目36－６－705
債務者　五十嵐恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０９３号
神奈川県相模原市相武台２丁目15－７－201
債務者　平井　雅光
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０９４号
高知県南国市緑ケ丘３丁目712
債務者　野々下芳子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０９５号
埼玉県入間市大字寺竹560－１－103
債務者　間　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０９６号
愛知県西加茂郡三好町大字三好字西中島26－３－303
債務者　松岡　　護
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０９７号
千葉県船橋市前原西３丁目25－19－103
債務者　磯山みゆき
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０９８号
鹿児島県姶良郡姶良町西姶良２丁目７－９
債務者　飯田　祐紀
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０９９号
埼玉県さいたま市緑区大字大門2886－７
債務者　早川　一男
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１００号
埼玉県狭山市柏原198－６
債務者　室尾貴代美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１０１号
沖縄県宜野湾市大謝名１丁目12－６
債務者　安座間　靖
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１０２号
埼玉県所沢市並木８丁目１－４－1003
債務者　福家　　悟
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１０３号
東京都板橋区蓮根３丁目15－１－1329
債務者　重松　由絵
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１０４号
埼玉県和光市白子３丁目25－１－201
債務者　矢部喜久枝
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部